

企画部 における随意契約の実績 (令和2年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	企画調整課	沖縄における経済循環向上に向けた施策検討調査分析委託業務	令和2年10月2日	9,984,865	(株)東京商工リサーチ 沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル5F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。 業者選定委員会を開催し、審査委員が各提案者のプレゼンテーションを踏まえ、「業務の理解・趣旨、事業執行体制、課題の分析手法、有効な施策の提案手法、業務管理スケジュール・経済合理性」について厳正に審査・採点した結果、最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
2	交通政策課	令和2年度那覇空港機能拡張検討調査業務委託	令和2年12月9日	21,340,000	日本空港コンサルタンツ・みずほ総合研究所共同企業体	東京都中央区勝どき1丁目13番1号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。 企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、規程の6割以上の得点であったため、契約の相手方として選定した。	
3	交通政策課	大型MICE施設に係る公共交通検討業務(R2-1)	令和2年10月20日	9,141,000	中央建設コンサルタント・計量計画研究所・AMANE 共同企業体	沖縄県浦添市宮城五丁目12番11号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は業務目的が的確に把握されており、業務目的達成のための技術的提案も的確かつ、具体的であり、円滑な業務遂行が見込めると確認されたことや、評価総計点が6割以上であったため、契約の相手方として選定した。	
4	交通政策課	令和2年度ETC利用促進広報業務	令和2年11月13日	4,991,000	沖縄広告株式会社	那覇市天久2丁目7番7号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ8社から応募があった。各社の企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は広報媒体の選定、広報内容、実施方法等に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	

企画部 における随意契約の実績 (令和2年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	県土・跡地 利用対策 課	位置境界明確 化調査業務	令和2年 11月18日	1,155,000	株式会社丸島建設コンサル タント	沖縄県那覇市繁多川2丁 目14番7号	第167条の2 第1項第8号	本業務は、西原町字小那覇桃原(C1-1ブ ロック)における地籍の明確化を図るため、境 界不明地における測量を行う業務である。 本業務を令和2年10月5日から同年10月19 日において、一般競争入札の公告に付した が、入札参加者がなく、入札不調となった。 については、地方自治法施行令第167条の2第 1項第8号の規定に基づき随意契約を行う。 相手方の選定は、過去5年間に位置境界明 確調査を受注した実績のある2者から見積書 を徴し見積額の低い左記の者を契約の相手方 とした。	
6	県土・跡地 利用対策 課	地籍成果電子 化業務委託 (R2)	令和2年 11月16日	2,200,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	当該業務は、個人情報を取り扱う観点から情 報セキュリティの厳格化が必須となる。 沖縄県建設技術センターは「情報セキュリ ティー基本方針」及び「情報セキュリティ対策 基準」を策定しており、セキュリティ体制が確 立されている。また公共施設情報を統合的に 管理する「公共施設情報管理システム」を構築 し、著作権を有している。以上のことから沖縄 県建設技術センターと契約した。	特命随意 契約
7	科学技術 振興課	外国人起業環 境実態調査	令和2年 11月10日	3,000,000	有限責任監査法人トーマ ツ	東京都千代田区丸の内 三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディン グ	第167条の2 第1項第2号	本業務は、他国・他地域におけるイノベーシ ョン・エコシステム構築に向けた取組について調 査し、整理する業務である。他国・他地域の調 査にあたっては、各国の規制や法令等に関す る専門的事項について、多言語で確認・整理 する必要があることから、世界中にグループの ネットワークを有し、限られた期間で業務を遂 行できる体制を有する有限責任監査法人トー マツと随意契約することとした。	特命随意 契約

企画部 における随意契約の実績 (令和2年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	総合情報 政策課	市町村役場対 向多重無線回 線改修工事(国 頭村、北中城 村、中城村)	令和2年 12月8日	17,578,000	日本電気(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本工事は、国頭村役場・北中城村役場・中城村役場の新庁舎移転に伴い、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)の中継局改修工事(アンテナ方向調整、ネットワーク試験等)を行うものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、工事の実施にあたっては、本ネットワークの運用を妨げずに行う必要があり、求められる要件として、ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者であること、工事後の障害発生時に責任の所在が不明確にならないことが必要となる。</p> <p>上記要件を満たすのは、当該設備の整備工事事業者のみである。</p> <p>よって、当該設備の整備工事を行った日本電気(株)沖縄支店を契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約

企画部 における随意契約の実績 (令和2年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	総合情報 政策課	市町村役場対 向多重無線回 線改修工事(宮 古島市)	令和2年 12月8日	5,445,000	日本電気(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本工事は、宮古島市役所の新庁舎移転に伴い、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)の中継局改修工事(アンテナ方向調整、ネットワーク試験等)を行うものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、工事の実施にあたっては、本ネットワークの運用を妨げずに行う必要があり、求められる要件として、ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者であること、工事後の障害発生時に責任の所在が不明確にならないことが必要となる。</p> <p>上記要件を満たすのは、当該設備の整備工事事業者のみである。</p> <p>よって、当該設備の整備工事を行った日本電気(株)沖縄支店を契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
10	総合情報 政策課	離島地区ブ ロードバンド設 備更新業務委 託	令和2年 11月6日	29,689,000	西日本電信電話株式会 社 沖縄支店	沖縄県浦添市城間四丁 目35番1号	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、過去に整備したADSL設備等(蓄電池、交流電源装置)が、耐用年数を超過し老朽化しているため、更新を行うものである。</p> <p>当該設備は、保守管理しているNTT社の仕様の物品であり、更新にあたっては既存のADSLサービスに支障を与えてはいけないため、設備保守マニュアル等に基づき、当該設備に精通した専門的な知識や技能により行う必要がある。</p> <p>上記要件を満たすのは、西日本電信電話(株)沖縄支店のみである。</p> <p>よって、西日本電信電話(株)沖縄支店を契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約

企画部 における随意契約の実績 (令和2年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	総合情報 政策課	沖縄県総合行政情報通信ネットワークUPS及びバッテリー取替修繕	令和2年 10月9日	4,483,600	日本電気(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)にて使用している無停電電源装置(以下、UPS)及びバッテリーの取替修繕を行うものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、修繕の実施にあたっては、本ネットワークの運用を妨げずに行う必要があり、求められる要件として、ネットワークの電源構成および設定等に関する専門的知識を有する者であること、また、修繕完了後に本ネットワークに障害が発生した場合に、その原因が修繕に起因するものか、本ネットワーク整備時からのものか、その責任の所在が不明確にならないことが必要となる。</p> <p>上記要件を満たすのは、当該設備の整備工事事業者のみである。</p> <p>よって、当該設備の整備工事を行った日本電気(株)沖縄支店を契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
12	総合情報 政策課	沖縄県テレワーク基盤システム同時接続数拡張業務委託	令和2年 12月21日	6,897,000	西日本電信電話(株) 沖縄支店	沖縄県浦添市城間四丁目35番1号	第167条の2 第1項第2号	<p>当該システムは、令和2年度に西日本電信電話株式会社沖縄支店によって設計・構築されたシステムであるため、構築内容等の情報を知り得ない設計・構築事業者以外の者がシステム拡張業務を行うことは困難である。</p> <p>また、構築事業者以外の者がシステム拡張業務を行う場合、障害発生時等において、設計・構築事業者、システム拡張事業者間で責任の所在が不明瞭となり、システム運用に著しい支障をきたす恐れがあるため、構築事業者である西日本電信電話(株)沖縄支店を契約の相手方とした。</p>	特命随意契約